

負担者について、「●」は主負担、「▲」は従負担とする。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者 ¹	
			企業庁	事業者
共通	法令等の変更リスク	本事業に直接関わる法制度の新設、変更など	●	
		上記以外の法制度の新設、変更など		●
	火災に対するリスク	事業者の責に帰すべき事由による火災		●
		県企業庁の責に帰すべき事由による火災	●	
	事業の中止、延期に関するリスク	県企業庁による債務不履行など	●	
		事業者の事業放棄、破綻、業務不履行など		●
	要求水準の未達成リスク	県企業庁が要求する業務要求水準に不適合な場合		●
		県企業庁が原因で、要求する業務要求水準に達しない場合	●	
	第三者賠償リスク	事業者の責に帰すべき事由による第三者賠償など (設計業務、建設業務、維持管理業務における騒音、振動、臭気等に関するもの)		●
	不可抗力リスク	落雷、風水害、地震他、県企業庁および事業者の双方の責に帰すことのできない場合による費用増大	●	▲ ²
	設備保全リスク	既設設備の点検、修繕、異常発生時の対応	●	
	物価変動リスク	事業期間中のインフレ・デフレ	●	▲ ²
設計	設計リスク	県企業庁の責めに帰すべき事由による費用増大 (設計変更の指示、提示条件等の不備・変更(通信回線の変更・廃止等を含む)など)	●	
		事業者の責めに帰すべき事由による費用増大 (技術内容の不備、設計の不備、履行遅れなど)		●
建設	工事遅延リスク	県企業庁の責に帰すべき事由による完工遅延	●	
		事業者の責に帰すべき事由による完工遅延		●
		県企業庁および事業者の双方の責に帰すことのできない場合による完工遅延	●	
	工事費増大リスク	県企業庁の責に帰すべき事由による工事費増大	●	
		事業者の責に帰すべき事由による工事費増大		●
	引渡前障害リスク	工事目的物の引き渡し前に、工事目的物に生じた損害、その他施工に関して生じた障害など		●

維持 管理	設備保全リスク	対象設備の修繕費		●
	機器損傷リスク	事業者の点検、補修の不備が原因となる修繕費		●
		県企業庁の責めに帰すべき事由による修繕費	●	
終了	終了手続き	事業終了時の設備の状態、事業終了手続きに伴う、 諸費用の発生など		●

1 リスク分担にない事象については県企業庁と事業者間で協議のうえ対応方法を決定する

リスク分担が定められた事象についても、その発生事象や発生事由に応じてリスク分担の協議を行うものとする。

2 一定の割合を超える費用負担は県企業庁、それ以外は事業者が負担する。詳細は契約約款による。